

## 令和4年度 第2回広島県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和5年2月16日（木） 15：00～17：00

開催場所：メルパルク HIROSHIMA 安芸の間

出席者：委員8名（欠席者5名）

日本年金機構12名

1. 開 会
2. 挨拶 日本年金機構広島県代表年金事務所長
3. 委員紹介
4. 議 事
5. 挨拶 日本年金機構本部中国地域部長
6. 閉 会

### ■議題1 令和4年度 広島県地域年金展開事業 事業計画及び実施状況

#### ○資料2 令和4年度第2回 広島県地域年金事業運営調整会議（資料）

##### 【事務局】

地域年金展開事業の目的は、日本年金機構が厚生労働省や自治体、関係団体などにご支援ご協力をいただきながら、各種取組を実施することにより、「地域住民の皆様に、正しく公的年金制度を理解していただく」ことにある。各年金事務所は大きく分けて「地域連携事業」、「年金セミナー事業」、「地域相談事業」、「年金委員活動支援事業」という4つの事業に取り組んでいる。令和4年度におけるこの4つの事業の取組について報告する。

#### （1）広島県の地域年金展開事業における重点取組事項について

今年度のテーマを「若年層への正しい年金知識の普及・浸透」として、「①年金セミナーの充実」及び「②国民年金制度説明会の実施」に向けて取り組んできた。「①年金セミナー充実」のための取組としては、「Web会議サービス等を使用した年金セミナーの拡大」、「セミナー講師の更なるスキルアップ」、「教職員や保護者を対象とした年金セミナーの開催」の3つの取組を進めてきた。

##### ① 年金セミナーの充実について

#### 1. 「Web会議サービス等を使用した年金セミナーの拡大」

取組の結果、令和4年度の年金セミナー実施回数は、広島県内全体で令和3年度を上回る見込みとなった。

## 2. 「セミナー講師の更なるスキルアップ」

機構全体の取組である「年金セミナー王決定戦及び年金セミナー担当国会議」に参加し、プレゼンスキルを競い、意見交換を行うことで、参加者のお互いの説明手法や資料の活用方法の共有し、新たな発想を取り入れた。

## 3. 「教職員や保護者を対象とした年金セミナーの開催」

若年層に加えて教職員や保護者の皆様にも正しい知識をお伝えし、ご理解をいただくことが、若年層の確実な届出・手続の実施、年金権の確保につながると考え、特別支援学校への年金セミナーのアプローチを積極的に行った。結果、令和4年度は3校で実施となった。

## ② 国民年金制度説明会の実施

今年度から進めている取組であり、各年金事務所で20歳到達者を対象とした年金制度説明会を実施している。

## (2) 令和4年度各事業取組結果一覧表について

地域連携事業として、①「市町や民間企業、関係機関、関係団体等の事務担当者や従業員等向けの年金制度説明会の実施」から⑦「Web会議サービスを利用した年金制度説明会の実施」までの取組を実施。ハローワークにおける雇用保険受給者説明会での年金制度の説明については、新型コロナウイルス感染防止の観点から実施していない。年金制度説明会の令和4年12月までの実施回数は計119回で、受講者数1,412名、うち非対面のオンラインによる制度説明会は20回となっている。引き続きオンラインによる制度説明会の拡充に取り組む。

年金セミナー事業として、①「大学、専門学校、高校での年金セミナー実施」②「県教育委員会に対する、高校での年金セミナー実施とエッセイ募集に関する協力依頼」③「年金セミナー用動画（DVD）を利用したセミナー）を実施。令和4年12月末までの実施状況は、大学3回、専門学校等13回、高等学校等17回で合計33回、受講者数は2,380名であり、令和5年1月以降も22校に対し、年金セミナーを実施する予定である。公的年金制度の仕組み、果たす役割を理解していただくため、引き続き実施校の拡大に向けて取り組む。

地域相談事業として、年金事務所からの距離が遠い市町を中心に出張相談を実施。また広島市内の年金事務所の取組として「広島市二十歳を祝うつどい」を実施。

年金委員活動支援事業として、①「年金委員に対する情報提供」から⑤「地域型年金委員連絡会での意見交換会の実施」について実施。①年

年金委員に対する情報提供として、職域型年金委員の皆様へ「年金事務所からのお知らせ」を送付。今後も、積極的な情報発信に努める。②年金委員の委嘱促進として、各年金事務所で委嘱促進を随時行い、令和3年度末との比較で県内全体で職域型、地域型ともに地域型が26名増加している。令和4年度下期は、令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大に向け、制度改正の対象となる被保険者50人以上の事業所のうち、年金委員の未設置事業所に対して勧奨を実施している。

また、現在年金委員になっていただいている方々の活動の充実、支援も重要であるため、令和3年度に「地域型年金委員の活動の活性化に向けた取組」として、都道府県単位で組織する「地域型年金委員連絡会」、年金事務所における活動支援拠点として「地区連絡会」を設置し、12月までに連絡会を3回開催した。連絡会では、各年金事務所にお集まりいただいた地域型年金委員の皆様へ事業実施状況の説明や研修及び今後の取組等に関する意見交換を実施している。

## ●広島県における取組事例について

### ①令和4年度 年金委員・健康保険委員功労者表彰式について

日本年金機構では、年金委員の多年にわたる活動について、その功績を称え労苦に報いるとともに、政府管掌年金事業の推進及び年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対して毎年表彰を実施している。令和4年度は、全国で厚生労働大臣表彰が69名、理事長表彰が204名、理事表彰が457名の総勢730名の年金委員の方々が受賞され、広島県では、厚生労働大臣表彰1名、理事長表彰5名、理事表彰7名の計13名が受賞された。

表彰式は11月の「ねんきん月間」に、健康保険委員表彰と併せて全国健康保険協会広島支部と共同で開催している。令和4年度においては、令和4年11月16日に広島ガーデンパレスにて表彰式を開催し、受賞者13名のうち、10名の年金委員にご出席いただき、受賞された年金委員の皆様へあらためてお礼とお祝いを申し上げることができた。

年金制度の内容や日本年金機構の各種取組について国民の皆様へ広く周知し、理解していただくためには年金委員の皆様のお力が必要不可欠である。今後も、年金委員の皆様へ活動に必要な情報発信の充実や協力連携の強化に向けて、取り組んでいく。

### ②年金委員研修会の取組【呉年金事務所の取組】

年金委員研修会について、年金委員として年金制度の普及・啓発活動を

行うために必要な情報を積極的に発信し、年金委員活動の更なる活性化を目的として開催している。近年は新型コロナウイルス感染症拡大により集合による研修の開催を見合わせていたが、今年度は感染症対策を行った上、東広島市、呉市において集合による研修会を開催した。研修会は年金事務所職員が講師となり、社会保険適用拡大、育児休業中の保険料免除に関する法改正、老齢年金の繰上げ、在職老齢年金の法改正等について説明した。管内 552 名のうち 122 名の年金委員の皆様にご参加いただいた。今後も年金委員の活動に役立てる内容をテーマとして継続して開催していく。

③「特別支援学校」への年金セミナーのアプローチ及び実施【福山年金事務所の取組】

若年層への年金知識の普及、浸透のために、年金セミナーを充実させる取組を行っている。福山年金事務所では地域年金推進員が配置されている。地域年金推進員については、学校との連絡調整や学生へのプレゼン能力に長けた教職員のOBの方を委嘱している。年間 24 日の活動日数の中で年金事務所の職員とともに年金セミナーのアプローチや年金エッセイへの参加要請を行っており、管内の大学、高等学校等に年に各 3 回程度アプローチしている。特別支援学校の生徒、保護者への制度説明は極めて重要であると認識しており、従来から年金セミナー、障害年金に関する制度説明のアプローチを継続的に実施している。今年度は管内の支援学校 3 校のうち 2 校の保護者に対してセミナーを実施することができた。来年度は生徒に向けて実施してほしいと要請を受けている。年金セミナーの実施方法については、学校からのご希望があれば DVD 視聴による方法にも対応しており、今年度管内の 3 校に DVD 視聴によるセミナーを実施している。引き続き年金セミナーの実施校拡大、制度周知の機会を増やしていくよう取り組んでいく。

④ 20 歳到達者向け国民年金制度説明会の取組【広島南年金事務所の取組】

広島県内の各年金事務所において、20 歳到達者への公的年金の周知・啓発活動の一環として、国民年金制度説明会を実施してきた。広島南年金事務所では令和 4 年 5 月より、毎月第 2 土曜日に実施している。取組については、20 歳到達者にお送りする「20 歳加入前のお知らせ」に説明会の開催案内を記載し集合形式で実施している。老齢・遺族・障害の各年金の種類や加入対象者の説明から始まり、国民年金の納付、免除制度、学生納付特例制度、前納制度を中心とした説明を行っている。本人

だけではなくご家族が参加されることもあり、これまで延べ 55 名が参加している。説明会の際には学生納付特例申請用紙等の記入方法についても説明しており、その場で申請までしていただくことができる。今後も継続的に実施し、初めて国民年金に加入した方に公的年金を身近に感じていただけるよう尽力していく。

#### ⑤広島市二十歳を祝うつどい市政啓発コーナーへの出展の取組【広島市内年金事務所の取組】

広島市の成人祭（成人式）における取組について、新型コロナウイルスの感染拡大により令和 3 年はオンライン開催となり実施できなかったが、令和 4 年は、二十歳の皆様への記念品へのリーフレット同封にご協力をいただいた。

令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられたが、広島市では、令和 5 年 1 月 9 日に広島サンプラザホールにて「広島市二十歳を祝うつどい」が開催され、広島市健康福祉局保険年金課に市政啓発コーナーへの出展へのご協力をいただき、広島市内の 3 事務所合同で年金啓発を実施した。

市政啓発コーナーでは、和傘などの小物を用意したフォトスポットコーナーを設置し、学生納付特例制度についてのパネル展示を行った。また、年金について少しでも興味を持っていただけるよう積極的に声掛けを行い、ブースに立ち寄っていただいた方にリーフレットを配布した。式典は、新型コロナウイルス感染症対策により、対象区を分けた午前・午後の 2 部制で各 30 分という短い時間で開催された。式典会場と市政啓発コーナーが設置されたサブホールが離れていたこともあり、あまり多くの方にブースに立ち寄っていただくことができなかったが、午前・午後の各式典終了時の出入り口にて、用意していたリーフレット 500 枚すべてを配布することができた。20 歳は国民年金のスタートの時期であり、そのタイミングで広報活動をさせていただいたことで、一定の啓発効果があったものと考えている。今後も、各自治体へのアプローチを積極的に行い、ブース出展やリーフレット配布等広報活動の実施機会の拡大に向けて、引き続き取り組んでいきたい。

#### ●これまでの会議で出た意見及び課題への対応について

令和 4 年 8 月 26 日第 1 回運営調整会議において、保護者や教職員への制度理解を深める取組の推進と支援学校での障害年金のより詳しい制度周知が必要とのご意見を頂いた。お客様の年金権の確保のために必要であり、重要な取組みと考え、広島県内の特別支援学校 12 校に年金

セミナー開催に向けたアプローチを行ったが、結果として、令和4年度は3校での実施にとどまることとなった。制度を知らなかったために障害年金を受給できなかった、手続きが遅れたなどがないように、今後も重点的に取り組んでいく。

●委員からの意見・要望・質問

◆中野委員（広島県社会保険労務士会）

福山年金事務所では地域年金推進員が県内で唯一配置されているとのことだが、他の年金事務所でも採用できるのか。予算の制限があるのか。

【事務局】

地域年金推進員は、学校との連絡調整や生徒へのプレゼン能力の長けた教職員、教職員OBの方を委嘱して活動をしていただいている。他の地域年金推進員を採用する予算はあるため、広島県教育委員会に赴き、新たな地域年金推進員をご紹介いただくよう依頼をしたところである。引き続き取組を進めていく。

◆中山委員（厚生労働省中国四国厚生局）

20歳到達者向け国民年金制度説明会の取組について、広島南年金事務所以外の参加状況はどうであったか。

【事務局】

20歳到達者向け国民年金制度説明会については、各年金事務所それぞれで取組を進めている。今年度初めて行う取組であり、試行錯誤しながら進めている。広島東年金事務所では開催案内をお送りしたが集まらなかった。時期や有効な方法については、引き続き検討していく。

◆熊谷委員（全国健康保険協会広島支部）

出張相談に関して実績を見ると、実施回数と比較して、相談者数が少ない。広報の仕方等に検討の余地があるのではないか。

【事務局】

出張相談は年金事務所にお越しいただくことが難しい方のため行っている。ホームページ等で周知をしているが、相談の予定が埋まっていない日もある。今後の広報の方法について検討をしていきたい。

◆鈴山委員（広島県社会保険委員会連合会）

国民年金の納付率が向上したとのことであったが、20歳になった方の納付率はどのような状況か。学生納付特例制度があり、学生は納付しない方も多いと思うが納付率は20歳の方も含めた数字で間違いないか。

【事務局】

納付率は20歳の方も含めた数字である。学生納付特例の申請を行った方は分母から除かれている。機構全体で、これまで若年層への取組を続けており、他の年代と比較しても20歳代（若年層）の方の納付率は上がっている。引き続き力を入れて取り組みたい。

◆伊藤委員長（広島修道大学）

まとめて納付すると割引される制度があるのか。

【事務局】

前納制度があり、現金で1年前納をすると3,530円、2年前納で14,540円の割引となる。口座振替の場合は2年前納で15,790円の割引となる。

◆鈴山委員（広島県社会保険委員会連合会）

前納制度のPRをもっと進めていただきたい。

◆井上委員（広島県社会保険協会）

セミナーをすると難しい質問（基礎年金の受給額が少ない等）をされることがあると思うが、どのように対応をしているか。

【事務局】

年金セミナーでは、老後の生活にどれくらい費用が必要であるか、将来受け取る年金額と貯蓄がどれくらいあれば生活ができるのか、学生の皆様に自ら考えていただく機会としていただいている。また、年金は「世代と世代の支えあい」であり、今の保険料が現在の受給者の年金の支払いに使われているということ、年金は老齢年金だけではなく、不慮の事故等で障害になり働けなくなった場合には障害年金が支給されること等、公的年金のことを総合的に伝えることで、公的年金の役割を理解していただくよう取り組んでいる。

◆斎藤委員（広島市役所）

ハローワークにおける雇用保険受給者説明会での年金制度説明が実施

できなかった事項にあるが、これは雇用保険受給者説明会自体が開催されていなかったため実施できなかったということか。

◆田辺委員（広島労働局）

雇用保険受給者への説明については、コロナ渦でオンラインでの説明に切り替わっており、YouTube で説明を聞いていただいている。すべてのハローワークでオンラインに切り替わっているわけではないが、対面で行っているところについても、説明時間を短縮して実施をしているため、年金制度の説明が実施できていないという状況である。

◆中野委員（広島県社会保険労務士会）

年金額が少ないという話をされた時には、「たくさんお金を貯めても、どれだけ生きるか分からないのに、亡くなるまでに全部使い切ることができるか」と話し、一方で「公的年金は生涯支給されるもので、2 か月ごとに必ずお支払いされる」ということをお伝えすると効果的である。

障害年金については、精神の障害の相談が多い。障害年金は不慮の事故だけに対応したものではなく、こうした障害にも対応しているものと伝えていただきたい。また、精神科医の中には診断書を書くのが面倒くさいと感じる方もいる。データで入力することで診断書が作成できるよう、医師会に働きかけを行っていただきたい。

◆伊藤委員長（広島修道大学）

職域型年金委員が減少しているところがあるがどのような理由か。

【事務局】

職域型年金委員は、社会保険事務担当者や事業主の方になっていただいているが、退職や転勤の際に年金委員辞める場合に辞退届が必要となる。年金委員が減少している年金事務所は、こうした届出がされていない方について整理をしたためである。

■議題 2 令和 5 年度 事業計画（案）

○資料 2 令和 4 年度第 2 回 広島県地域年金事業運営調整会議（資料）

【事務局】

現時点における令和 5 年度のテーマとして、「若年層に向けた情報発信

の強化」を挙げ、年金セミナーの充実と「わたしと年金」エッセイ募集に係る取組内容について説明。

(1) 年金セミナーの充実について

年金セミナーの実施校拡大のため、オンラインセミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（DVD）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じた多様なセミナーをご提案し、さらなる実施に向けて取り組む。

セミナー講師スキルアップのため、引き続き各年金事務所の年金セミナーPT（プロジェクトチーム）や「年金セミナー王決定戦」、「年金セミナー担当者会議」を活用し、更なるスキルアップへ取り組む。

教職員や保護者を対象とした年金セミナーとして、引き続き特別支援学校への年金セミナーの実施に向けて取り組む。

(2) 「わたしと年金」エッセイ募集に係る取組について

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と位置付け、公的年金制度の普及・啓発活動を展開している。その一環として、中学生以上の学生、一般の方々を対象に、ご自身やご家族などの身近な方と公的年金制度の関わり等について、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイの募集を平成22年度から行っている。エッセイ募集に係る取組は、文部科学省をはじめ、全国高等学校長協会及び全国都道府県教育委員会連合会に後援をいただいております、広島東年金事務所からも広島県教育委員会へも協力依頼を行っている。エッセイ募集の趣旨をご理解いただくことは、公的年金制度の啓発及び周知においても重要であることから、引き続き積極的に取り組む。

**【事務局】**

令和4年10月から「電子送付サービス」について説明

日本年金機構では、デジタル化の進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした業務の非対面化へのニーズ等に対応するため、オンラインビジネスモデルの推進に取り組んでいる。個人のお客様の利便性の向上を図ることを目的として、マイナポータルと「ねんきんネット」の認証連携を活用し、e-Taxでの確定申告等で利用できるように、令和4年10月から社会保険料控除証明書、令和5年1月から源泉徴収票の電子送付をそれぞれ開始している。また、事業所向け電子サービスとして、e-Govの電子送達機能を活用し毎月の社会保険料額情報等の電子データをオンライ

ンで取得できるサービスを開始した。

このオンラインサービスを、より多くのお客様にご利用いただけるよう、令和5年度においても、周知・広報に努めていく。

●委員からの意見・要望・質問

◆中山委員（厚生労働省中国四国厚生局）

セミナー講師のスキルアップを取り組むとのだが、セミナー講師の対象となる職員の年代、役職等の決まりがあるか。

【事務局】

セミナーに関しては、各年金事務所でセミナーPTがある。基本的には学生の年齢に近い若手職員が対象であるが、相手方のご要望に応じて年金制度についてより詳細な説明をさせていただく場合には、それに合わせて講師を選定する場合もある。

◆伊藤委員長（広島修道大学）

令和5年度の事業計画（案）については、まだ概要であるが、重点取組事項に加え、本日の意見も踏まえ、さらに具体化していただきたい。